

長崎県食事療養提供体制確保事業支援金 支給・申請要領

第1 趣旨

食材料費高騰の影響を受けた県内の医療機関（以下「医療機関」という。）に対して、予算の定めるところにより、長崎県食事療養提供体制確保事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することで医療機関の負担軽減を図り、医療サービス等の安定した提供を促進する。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

1 支給対象者

- (1) 長崎県内において、申請日時点で医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院及び有床診療所（歯科診療所含む）を運営している事業者であること。
- (2) 食材料費を外部委託している場合は委託内容の見直しを検討する等、入院時の食事サービスの質の低下が生じないように考慮すること。
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア 国

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

2 支給対象施設

申請日時点で医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院及び有床診療所（歯科診療所含む）であって、次の（1）から（3）のいずれにも該当しないこと。

- (1) 社会福祉施設内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする医療機関
- (2) 申請日時点で休止又は廃止している医療機関
- (3) 申請日時点で許可病床を全て休床している医療機関

第3 支援金の支給額等

支援金の支給額は、次のとおり算定するものとする。

- (1) 許可病床1床あたり3,200円を支給する。
- (2) 申請日時点で休床中の病床数も算定根拠に含む。ただし、申請日時点で医療機関の許可病床を全て休床している場合は、支給の対象外とする。

(3) 介護医療院の病床数は、支援金の支給額算定に用いる許可病床数には含まない。

第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする事業者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 長崎県食事療養提供体制確保事業支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等
- (3) その他知事が必要と認める書類

第5 支援金の審査・支払

県は、第4の規定により提出された申請書類の審査を行い、支援金を支給すべきと認めたものについて、支給決定を行い、事業者が指定する預金口座に支援金を振り込むものとする。

第6 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2の1及び2の要件を満たさないことが判明した場合には、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第8 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。